

第1号議案

知事からの意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成23年5月定例会に提出される次の議案については、異議がないものとする。

平成23年5月13日

大阪府教育委員会

○ 条例案

- 1 府費負担教職員の給与の支給等に関する事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件
- 2 職員の育児休業等に関する条例一部改正の件

[根拠規定]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○条例案

番号	件名	概要
1	府費負担教職員の給与の支給等に関する事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	<p>1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による事務処理の特例制度に基づき、公立小中学校の教職員の任免等について、豊中市ほか4市町が処理することとするため、所要の改正を行う。</p> <p>(「府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例」に名称変更)</p> <p>2 国民生活等の混乱を回避するための平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律の改正に伴い、規定の整備を行う。</p> <p>〔施行期日〕 1 は、平成 24 年 4 月 1 日 2 は、公布の日</p>
2	職員の育児休業等に関する条例一部改正の件	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、一定の非常勤職員について育児休業をすることができるよう所要の改正を行う。</p> <p>〔施行期日〕 公布の日</p>